

令和3年度 青森県青少年健全育成審議会

日時：令和3年5月26日（水）

13：30～15：00

場所：ウェディングプラザアラスカ
3階 エメラルドの間

（司会）

本日は、御多用の中御出席くださりありがとうございます。

私は本日の司会を務めます三上と申します。どうぞよろしくお願い致します。

会議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

席図、出席者名簿がございます。

その他に県附属機関に関する条例の抜粋

柳町委員からの御質問に対する回答

その他、県の基本計画の2021年、プロモーション編を参考として配付しております。

その他に議事説明資料及び参考資料として、事前にお送りしております資料を確認させていただきます。

資料1から8までと、青森県青少年健全育成条例の運用概況、ピンクの冊子になります。

それから、青少年の意識に関する調査、結果報告書、概要版と報告書になります。冊子になります。

第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の概要版

それと、「いのちつうしん」となります。

資料に不足がある方がいらっしゃいましたらお知らせくださるようお願いいたします。

定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度青森県青少年健全育成審議会」を開会します。

開会にあたり、青森県環境生活部長の佐々木から御挨拶申し上げます。

（佐々木部長）

皆さん、こんにちは。

青森県環境生活部長の佐々木と申します。よろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

本日は、御多用の中、本審議会に御出席を賜り、また日頃から青少年行政をはじめ、県政各般にわたりまして格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

更に昨年度は、いじめ防止対策推進法による再調査にも、多大なる御協力をいただきました。年度末に報告書をまとめることができました。委員の皆様には、本当に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、近年、少子化の進行やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの普及などによりまして、子どもと若者を取り巻く社会環境は劇的に変化しております。不登校やひきこもりなど、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子どもや若者への支援に加えまして、インターネットを通じた犯罪被害の発生やSNSでのいじめ、ゲームやネット依存といった問題への早急な対応が求められていると考えております。

更に昨年から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、ネット利用の長時間化、そして低年齢化が進んでおります。心身の不調を訴える子どもさんたちが増えているという御報告も見られるようになっております。

県では、平成29年度に策定いたしました「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」に基づきまして、各種施策を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

更に今年度は、令和5年度から始まる次の計画、次期推進計画の策定の準備にも取りかかることとしております。

本日は、推進計画に基づく県の取組状況をはじめとして、青森県青少年健全育成条例の運用状況、昨年度実施いたしました青少年の意識に関する調査の結果について御報告を申し上げるほか、子どもたちが自己肯定感を高めるための取組をテーマにいたしまして、皆様による意見交換をお願いしたいと考えております。

委員の皆様には、限られた時間ではございますが、青少年の健全育成に向けまして、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

(司会)

ここで今年度から新たに委員に就任いただいている3名の方を御紹介します。

青森県中学校長会から青森市立東中学校長の中居敬子委員です。どうぞよろしくお願いたします。

(中居委員)

こんにちは。新たに委員となりました中居と申します。中学校になります。子どもたちの取り巻く社会は、凄い勢いで変化していて、中学校では、いかに子どもたちがハッピーで生活できるかということを考えて今、取り組んでおります。

どうかよろしくお願いたします。

(司会)

中居委員、ありがとうございました。

青森県高等学校長協会から青森県立板柳高等学校長の川野優子委員です。

(川野委員)

今年度、委員になりました板柳高校校長の川野と申します。

よろしくお願いいたします。

(司会)

川野委員、ありがとうございました。

一般社団法人青森県子ども会育成連合会から、柏谷祐美子委員です。

(柏谷委員)

柏谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

柏谷委員、ありがとうございました。

本日の会議の成立について御報告申し上げます。

青森県附属機関に関する条例第6条第3項により、会議の成立には委員の半数以上の出席が必要となります。

本日は、鈴木委員、小笠原委員、野沢委員、栗林委員、成田成美委員、福田委員が御欠席されていますが、委員24名中18名が御出席されておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

ここから先の議事進行は、青森県附属機関に関する条例第6条第2項により、会長が議長を務めることになっております。

田名場会長、よろしくお願いいたします。

(田名場会長)

座ったまま失礼させていただきます。

会長を務めさせていただいております田名場と申します。

弘前大学教育学部におります。よろしくお願いいたします。

先ほど、佐々木部長がお話されておりましたとおり、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化してきていることを感じております。

それに加えて、昨年度からの新型コロナウイルスの問題が収束しないまま、本県も他県同様に厳しい状況になってきていると認識しております。

青少年は、誰もが自分自身のことを考え悩み、そして戸惑い、時には失敗しながらうろ

たえて、痛みも感じながら、それでも前を向きながら頑張っていると思います。

この厳しい状況下で、子どもたちが頑張っている姿が見えるような気がしております。

昨年度は、いじめの調査に関しまして、いじめ部会の方には大変な御尽力をいただき、ありがとうございました。無事報告書が提出されたということを知り安心しておりました。

なお、今年度は、まだ分かりませんが、少なくとも当面はこの厳しい状況の中で青少年の健全育成を考えていかなければならない、そういう年になるだろうと思います。

皆さんのお力を頂戴しながら、青少年の健全育成を考えていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ですが御挨拶とさせていただきます。

それでは、次第に沿って議事を進めて参ります。

議事に先立ちまして、現在、不在となっております図書類等部会委員及びいじめ調査部会委員、各1名につきまして、青森県附属機関に関する条例第12条第2項により、図書類等部会及びいじめ調査部会の委員については審議会会長の方から指名させていただくことになっておりますので、私の方で指名させていただければと存じます。

まず、図書類等部会委員ですが、先ほど御紹介をいただきました、一般社団法人青森県子ども会育成連合会の柏谷委員に前任の工藤委員に引き続きまして御協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくどうかお願ひ申し上げます。

次にいじめ調査部会委員についてですが、後ほど、事務局からも御報告があると存じますが、八戸学院野辺地西高等学校の事案が審議終了までの任期としまして臨時に委嘱されておりました田中委員が、知事に審議結果報告を終えられて、職を解かれるということになりました。そのため、いじめ調査部会の委員構成を考慮し、栗林委員に御協力をお願ひしたいと思います。

先ほど、お話がありましたとおり、栗林委員は本日欠席しておりますが、本人からの内諾を頂戴しております。このような形でお二方に委員をお願ひしたいと思います。

指名ということで進めさせていただきます。

それでは、次に次第に従って議事を進めさせていただきます。

はじめに議事の(1)「青森県青少年健全育成条例の運用概況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から説明いたします。

ピンクの冊子の「青森県青少年健全育成条例の運用概況」を御覧ください。こちらに基づいて説明いたします。

青少年健全育成条例の主な内容としまして、推奨及び表彰、社会環境の浄化、行為の規制という3つについて条例を定めておりますので、これらについて令和2年度の概況を御説明いたします。

まずは、推奨及び表彰について御説明いたします。

推奨及び表彰は、審議会で設置している図書類等部会で御審議いただいておりますので、最初に審議会と部会の開催状況について御報告申します。

冊子の4ページを御覧ください。

4ページに青少年健全育成審議会の運営ということで記載しております。

本日、お集まりいただいております青少年健全育成審議会についてでございます。

昨年9月に委員の改選がありまして、その9月に第1回目の審議会を開催してございます。

続いて、部会についてですけれども、図書類等部会につきましては、5ページを御覧ください。

昨年度は、5月に1回と、あと現在の部会員が指名されてから3回の、合計4回開催して御審議いただきました。

図書類等部会では、有害図書の指定、青少年の健全育成のための活動の功績が顕著であると認められる個人や団体等の表彰、そして、青少年の健全育成に有益であると認められる書籍等の推奨の3つについて御審議していただいております。

まず、有害図書の指定についてですけれども、次のページ、6ページを御覧ください。

真ん中に(5)がございます。

昨年度は16冊を有害図書に指定しております。

続きまして、表彰についてですけれども、個人の表彰が12名、団体が1団体、団体の活動は1活動を表彰しております。

対象となった方や団体等は、6ページの下(6)から8ページまで記載しておりますけれども、これらの方々が表彰されております。

なお、団体の行う活動等の推奨ですけれども、8ページを御覧ください。

(7)のところにありますとおり、平成23年度以降、暫く推奨はなかったんですけれども、昨年度は、そちらに書いてありますとおり、八戸市青少年健全育成「愛の一声」市民会議が実施されました、「はちのへ郷土かるた大会」を推奨しております。

最後、優良書籍等についてですけれども、(8)、8ページの下にあります(8)からありますとおり、9ページに絵が、表紙に載っていますけれども、『魔女ラグになれた夏』と『冬はあたたかい』の2冊。

そして、優良映画としまして、その下の(9)と書いてあります『いとみち』を推奨しております。

続きまして、昨年度はいじめ調査部会も開催されておりますので、ちょっと戻るんですけれども、5ページを御覧ください。

平成31年に発生しました八戸学院野辺地西高等学校における重大事態につきまして、昨年8月に第1回部会を開催しております。

最後に、次のページ、6ページになりますけれども、今年の3月25日に開催しておりま

して、18回開催しております。

主にいじめ防止対策推進法に基づく再調査について御審議いただいております、再調査結果につきましては、この後、改めて報告させていただきます。

次に条例の主な内容の2つ目でございます。

社会環境浄化活動の状況について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

毎年、コンビニ等の有害図書類等を取扱う店舗ですとか、個室カラオケ営業店につきまして、立入調査員である当課職員や青少年健全育成推進員によりまして、条例の遵守状況について調査を行っておりますので、その結果を御報告いたします。

まず、図書類等を収納している自動販売機についてですけれども、10ページにありますとおり、県内の設置台数は56台となっております。立入調査員である当課職員が56台全て現地で確認しまして、そのうちの12台から収納しているDVDを購入して内容を確認しましたら、全て青少年の健全な育成を阻害する恐れがある図書類、つまり有害図書に指定したとみなされる、いわゆる包括指定というものに該当いたしました。

有害図書に指定された図書類等を自動販売機に収納することは条例で禁止されていますので、当該DVDを収納していた自動販売機の設置業者に対して、文書で指導するとともに県警本部の担当部署に情報提供をしております。

続きまして、11ページ以降に一般書籍販売店ですとか、スーパー、コンビニ、DVD販売店、コンピュータソフト販売店の調査結果を記載しておりますけれども、これらは各市町村に配置しております「青少年健全育成推進員」が地元の店舗を訪れて調査したものでございます。

調査結果がありますけれども、いずれも区分陳列、これは有害図書類等と一般図書を区分して陳列するとか、表示というものの、18歳未満購入禁止等の表示をしているですとか、あと、見通しというのは、レジ等、店員から見えるところに配置するというような、何らかの配慮が概ね実施されているという結果となっております。

購入等につきましてですけれども、12ページを御覧いただきたいんですけれども、12ページの上の表がコンビニですとか、スーパーの調査結果となっておりますが、何の配慮もされていないということで、「×」が付いているところが30年、元年と比べまして10件と5件増えております。

これは、大手のコンビニチェーン店が、いわゆる成人雑誌というコーナーを廃止するという事になったんですけれども、実際には、出版業界の自主規制として、18歳未満への販売を禁止している、いわゆる成人向けの雑誌の取扱いをしなくなっただけで、実際には、成人向けの雑誌ではなくても、当審議会の図書类等部会で有害指定相当とされているような雑誌が、他の雑誌と並んで普通に売られているということがありまして、そういうことから配慮がなされていないということになっていると考えられるところですので、引き続きコンビニ等の調査、また、その結果によって必要に応じて指導していくことが必要であ

るというふうを考えております。

続きまして、個室カラオケ営業店について御説明いたします。13ページを御覧ください。

県内の個室カラオケ営業店については、当課から調査票を郵送しまして、それに記入して提出していただくということで調査をしております。

昨年度調査しました41店舗全ての店舗から、条例で禁止している青少年の深夜、深夜というのは、23時以降ですけれども、23時以降の立入を制限しているという回答をいただいております。

最後に条例の主な内容の3つ目としまして、行為の規制について御説明いたします。14ページを御覧ください。

条例違反の検挙状況についてでございます。

行為の規制については、罰則が定められている条例の違反の検挙というのは、令和2年度は、検挙件数が37件、検挙人員が26名となっております。これは、年度によって変動があるんですけれども、昨年度は37件、26人となっております。

続きまして、6、少年補導センターの設置状況でございます。

県内では、8市町の合計9市町が補導センターを設置しております。

県内全体で702名の少年の補導員ですけれども、その人たちが下校時間ですとか、夏休みなどの長期休暇中、また、夏祭り期間の夜などに街頭を巡回しまして、少年非行の早期発見、早期補導、青少年が被害者にも加害者にもならないように巡回して活動を行っているということでございます。

条例の運用概況については以上です。

(田名場会長)

御丁寧な説明、ありがとうございました。

それでは、続いて議事の2「いじめ調査部会における審議状況について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

私、今年の4月から青少年・男女共同参画課課長になりました小坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、八戸学院野辺地西高等学校における重大事態、いじめ防止対策推進法に基づく再調査の結果について御報告させていただきます。

恐れ入りますが、着席して御説明させていただきます。

資料は、右上に資料1と書いているものでございます。

まず、1、経緯でございますが、八戸学院野辺地西高等学校における重大事態について、当審議会のいじめ調査部会の意見を聴いたうえで、いじめ防止対策推進法に基づく知事に

よる再調査を実施することとしたものでございます。

続いて、2の再調査の実施でございます。

再調査は昨年9月の当審議会で会長から指名のありました、いじめ調査部会委員7名のうち、学校法人の非常勤講師でありました田名場部会長を除く6名の部会委員により、昨年12月6日から今年3月25日までの期間で、更に3月30日に再調査報告書としてとりまとめられました。

続きまして（3）再調査の結論でございます。

主要論点、3つについて御説明いたします。

まず、主要論点1、いじめの有無でございます。

学校法人による一次調査の調査項目の中から、いじめの有無に関連する調査・審議項目として整理した12項目について、事実関係を確認したうえで検討した結果、4つのポイントについて、いじめと認められる行為があったと判断されました。

なお、いじめの有無については、法に基づき厳格に御判断いただきました。

続きまして、主要論点2、いじめと自殺の関係でございます。

いじめと結論づけられた4つの項目につきましては、自殺に向かう気持ちを抱くに至った心理状態に影響を与えたという意味で、自殺の一要因であると考えられるものの、これらの4項目のみが直接的な自殺の原因であったとは認められなかった、との御判断をいただいております。

2ページ目、主要論点の3でございます。再発防止に係る提言でございます。

いじめの原因について、学校、児童生徒、保護者が理解を徹底することや、いじめ予防教育の充実、情報モラル教育の充実、自殺予防のための取組、学校・家庭・外部専門家等との連携、県民理解の促進など、幅広い視点での御提言をいただきました。

今後は、これらの御提言を踏まえ、県としましては、教育委員会をはじめ、関係機関と連携しながら、「命を大切に作る心を育む県民運動」などを通じまして、引き続き事例の防止に取り組んで参ります。

報告は以上でございます。

（田名場会長）

ありがとうございます。

続きまして、議事3「青少年の意識に関する調査」結果報告書について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

青少年グループ 三上と申します。

私からは、青少年の意識に関する調査結果報告書について、概要版を基にして説明したいと思います。

座って説明させていただきます。

まず、1 ページを御覧ください。

この調査は県内の青少年の意識や行動を把握し、今後の施策の基礎資料を得るという目的で実施しております。

青森県子ども・若者白書等、隔年で実施しておりまして、令和2年度は青少年の意識に関する調査を実施しました。

資料が、青少年の意識に関する調査結果報告書（概要版）となります。

青少年の意識に関する調査結果報告書の概要版を用いまして、説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

この調査は、県内の青少年の意識や行動を把握し、今後、施策の基礎資料を得るという目的で実施しています。

青森県子ども・若者白書等、隔年で実施しておりまして、令和2年度は青少年の意識に関する調査を実施いたしました。

調査は、教育庁から推薦のあった学校に調査票と回収用の封筒を同封しまして、調査の実施後に調査票を入れて封をし、当課へ郵送してもらう方法で行いました。

調査対象は、県内6地区の小学6年生、中学2年生、高校2年生、今回は、合計で1,266人から回答を得ました。

調査項目は、ここに記載しているとおり10項目ありまして、質問数は全部で55項目あります。

設問の設定方法としては、経年変化を見るために、基本的には平成30年度調査の設問を使用しました。

つけ加えた設問としまして、新型コロナウイルス感染症関連の設問を3問追加しました。

また、生きる力の基礎となる自己肯定感に関する県の青少年意識・動向について、より深く把握するための設問を5問追加しました。

それぞれ概要版を使って、インターネットに繋がる機器の使用について、新型コロナウイルス感染症の影響について、子どもの生活環境と自己肯定感の相関関係について、説明したいと思います。

まず、インターネットにつながる機器の使用時間についてです。8ページ下段の経年変化を御覧ください。

8ページの下段になります。

平成30年度と令和2年度を比較しますと、全体でグラフの左端の30分未満が30年度は6.8%、令和2年度は4.7%と2.1ポイント減少しておりまして、一方、2時間から3時間、グラフの中ほどの水玉のグラフのところなんですけども、そこは、22.1%から24.7%と3.6ポイント増加しております。使用時間は増加傾向になっていることがここから分かります。

次に9ページの上段を御覧ください。

コロナで学校休業中における使用時間についてです。

平時と比較すると、利用時間が長くなる傾向がありまして、特に5時間以上使用している子どもが全体の25.9%となっています。

一番上、全体と書かれているグラフの右端の黒いところになります。25.9%となります。

8ページの上段が平時の使用時間になるんですけども、このグラフを確認すると、平時では全体で7.8%となっておりますので、休業期間中は18.1ポイントの増となっていることが分かります。

続きまして、9ページ下段のフィルタリング機能の利用状況です。

全体で「わからない」が54.2%となっておりますので、半数以上が自分が使用している機器のフィルタリング機能の状況が確認できていませんでした。

この内容なんですが、報告書の74ページに平成30年度調査との比較を載せていますので、フィルタリングを利用しているかどうか「わからない」とする子どもは、平成30年度は42.7%で、令和2年度は54.2%ですので、平成30年度より7.5ポイント増加しています。

次に、ちょっとページが飛びまして、18ページを御覧ください。

18ページ目は、新型コロナウイルス感染症の影響についてです。

新型コロナウイルス感染症で学校が臨時休業中に困ったことを訪ねたところ、51%が「どこにもあてはまらない」、グラフの一番下の項目になります。黒い棒が全体になります。

51%が「どこにもあてはまらない」と回答している一方、「コロナのことを考えると嫌な気持ちになった」一番上の項目の26%。

それから、グラフ中ほどの項目「集中できなかった」15.5%の回答がありまして、新型コロナウイルス感染症が子どもたちに少なからず影響を与えていることが分かります。

また、学校種別でみていくと、年齢が低くなるにつれて値が高くなっておりまして、年齢が低い子どもに対して影響が大きいことが伺えます。

続きまして、子どもの生活環境の自己肯定感との相関関係について、20ページのクロス集計グラフを御覧ください。20ページです。

縦の項目が家族・家庭への評価の設問。上から「家族と家庭は安心できる存在・場所だ」「まあまあ安心できる存在・場所だ」「あまり安心できない存在・場所だ」「安心できない存在・場所だ」となっています。

横にグラフが伸びているのが自己への評価になります。

黒塗りの棒は、全体となっておりますけども、「家族・家庭が安心できる存在・場所だ」と回答した子どもで、「自分のことが好き」と回答した子どもが、自分のことを好きと回答した子どもの総数の21.2%となっています。一番上の黒い棒となっています。

以上、意識調査結果報告書の概要から項目を絞って御説明いたしました。

なお、意識調査結果報告書について、柳町委員から事前に御質問と御意見を頂戴してお

ります。ありがとうございます。

本日、配付しました資料の1枚紙のもの、表になっていますけども、柳町委員から御専門のインターネットに関する設問についての御質問と御意見をいただいております。次回、令和4年度の調査において是非参考にさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

資料2、調査結果報告書、田名場会長に考察していただいたものになります。

自己肯定感についていただいておりますので、意見交換の際に田名場会長から意識調査についてコメントいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上になります。

(田名場会長)

ありがとうございました。

私の原稿は、大したことないです。

柳町委員からは、御専門の立場から貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。これからの調査を充実させるために使わせていただければと思います。

続きまして、議事の5になります。「今年度の主要事業について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

青少年・男女共同参画課に4月から参りました上野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私、これから説明は三連発でございますので、着座でずっと説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の取組状況等について御説明いたします。

まず、お配りしている「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画 概要版」を御覧ください。

もう御覧になっている方、多いかと思っておりますけども、この計画、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画は、青森の未来を担う人財である、子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、県民が総ぐるみで取り組んでいくための指針として、「あおもりの未来を切り拓く 子ども・若者を育むために」を基本理念とし、平成29年度に策定されました。

表紙を開いて右側のページの方に計画の体系とあります。

計画には、5つの基本目標を掲げ、その下に15の重点目標を定めています。これからの説明、基本目標、重点目標、施策の方向性、方向などという言葉が出てきますので、このあたりに御留意いただければと思います。

このページを更に開きますと、観音開きになっておりますが、全体としての計画の内容ということで、重点目標ごとの施策の方向と施策、赤文字が施策の方向、その下のマル付きの文字が施策ということになります。各重点目標の施策の方向と施策が掲載されています。

最後のページには、計画の推進に向けてということで、推進体制と進行管理について記載されています。

なお、この計画は、令和4年度、来年度までの計画でありますことから、次年度、つまり来年度に次期計画の策定に取り組むこととしており、今年度は、策定に向けた準備として、若者の自立支援のための実態把握調査を実施することとしております。

それでは、資料3を御覧ください。

資料3は、A3の縦、1枚ものになっております。

資料3は、計画の進行管理として、施策の進行管理を行う庁内組織である、青森県青少年行政連絡会議の資料もありますが、15の重点目標の現状把握のために設定しているモニタリング指標について整理したものです。

全27の目標を、指標を設定しており、令和2年5月の前回の値より良くなっている指標は黄色で塗りつぶしてありますが6つあります。

6番、8番、11番、13番、21番、24番

一方、悪くなっている指標は青色で塗りつぶしてありますが、25番。

中には複数の指標で構成され、良くなっているものと悪くなっているものが混在しているもの。また、どちらともいえないものは、塗りつぶしておりませんが、白の部分になります。それぞれ5と15あります。

5というのは、例えば1番、重点目標の1のところのNo.1は、青少年の意識に関する調査における回答率が指標になっていますが、そのうち7つ挙げております。

7つのうち、3つは良くなっているんですが、1つが悪くなっている。3つが変わらないということで、混在しているものにつきましては、今の説明では、混在しているものということで扱って説明しております。

ということで、変わらないものが、こういうふうに複数の指標で構成され、良いもの、悪い、変わらないものが混在しているもの、1番、7番、15番、16番、17番。そして、どちらとも言えないもの、変わっているんだけど、そんな大きな変わりではない、良くなっているのか、悪くなっているのか、うーん？というふうなものが15ございます。

これらの中で黄色が目立つのは、基本目標2、困難を有する子ども、若者やその家族へのきめ細かな支援において、良くなっている指標が多くなっており、ここにおける支援の強化、あるいは充実が伺えるところです。

続きまして、資料の4、これは、横長、A4両面印刷の横のものになります。これは、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画に係る令和3年度の事業について、その概要を整理したものです。

1 ページ目は、15の重点目標ごとに事業数と事業費を整理したもので、総事業数は160、これは、2つの重点目標、2つ以上の重点目標に関わるものについては1つとして扱っておりますが、総事業数は160、総事業費は84億8154万3千円となっております。

基本目標別、5つの基本目標別の金額は、計算した結果、基本目標2が最も多く、次いで1、3の順となっております。

ページをめくっていただいて、2ページ目から4ページ目までは、重点目標を施策レベルで実施、事業の実施部局ごとに整理したもので、ページの左側から基本目標、重点目標、施策の方向、施策、部局名の順で整理しております。

先ほども御紹介いたしましたが、施策は概要版の各施策の方向の下にマル付き番号で記載されているものです。

これを見ていきますと、実は、幾つかの施策においては、取組がなされていないもの、どこの部局も取り組んでいないものもあり、特に基本目標2、事業名が一番多いといったところですが、困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援において、取り組まれていない施策というものが多くなっております。

なお、4ページの重点目標13、13の社会環境、施策の方向、社会環境浄化対策の推進の②、インターネット等を巡る問題対策の推進のところですが、警察のところにマルが落ちておりますので、お手数ですが、補記して下さるようお願いいたします。

また、その下の、2つ下、子ども・若者、施策の方向の2、子ども・若者の被害防止・保護活動の推進の②、子ども・若者の被害防止対策の推進も警察のところ、マルが落ちておりましたので、補記して下さるようお願いいたします。申し訳ございませんでした。

5ページから以降、36ページまでは、関連、計画の関連事業ごとに予算額や事業内容を含めた概要を記載してあります。この中で真ん中あたり、新規、継続という欄があるんですけども、新規事業というものを見ていきますと、全体で11事業、金額の合計は7837万2千円となっております。

なお、この資料4に関しまして、柳町委員の方から意見がございまして、インターネット関連事業をやっている企業で、リンク切れを起こしているところがあるとか。あるいは、重点目標2に関しまして、高校3年、例えば、女性が社会的に自立するために必要とされている化粧に関して、支援を検討してみてもはどうだろうかというふうな御意見をいただきました。

リンク切れにつきましては、担当課の方にお知らせして対応をお願いすることとしておりますし、メイクにつきましては、授業とか、幾つかの学校では、やっぱりやっておりますので、見たことがあります。所管している総務学事課にお伝えしたいと思っております。

資料3と資料4、これを照らし合わせてみると、基本目標2、困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援では、取組がなされていない施策が多いと、指標は改善

している重点目標が多いのを見てとれます。

なかなか目標が多くて、なかなか取組づらいところがある中で、取り組んでいるところでの改善が見受けられるというようなどころというふうに伺っております。

資料3と4につきましては以上です。

(事務局)

引き続き、今年度の主要事業について御説明いたします。

資料は、資料5、6、7、カラーの印刷になります。

まず、資料5を御覧ください。

資料5は、今年度の新規事業、青少年のネットセーフティ向上推進事業です。

この事業は、SNSを通じて、犯罪被害に遭う青少年が増加していることや、インターネット利用者の低年齢化が進んでいることから、インターネットを介在した犯罪やいじめなどの問題を保護者が自分のものとして捉え、フィルタリング設定や家庭でのルールづくりを実践するよう促すとともに、青少年自身がネットモラルを身に付け、安全で安心して利用できるよう、警察本部と連携して取り組むものです。

具体的には、青少年や保護者に向けた啓発キャンペーンとして、SNSを使った広告発信と、そこからのランディングページを作成するとともに、インターネット利用の低年齢化に対応して、入学記念品を配布することによる啓発活動や小学校5、6年生を対象とした勉強会を開催することとしているものです。

続きまして、資料6を御覧ください。

資料6は、子ども・若者を地域で支える体制強化事業です。

この事業は、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を地域で支える体制の強化と定着を図るために県内3地域、津軽、県南、下北の地域ネットワーク会議において連携のルールやコンセンサスづくりを進めていくこととしているものです。

また、支援を求める方々と支援機関との繋がりをつくるため、相談支援機関が一堂に会する合同相談会の開催を試みるとともに、支援を求める方々に相談支援体制について、直接届く広報の手段、手法について検討することとしています。

先ほども若干説明いたしましたが、この事業に関連して、次期計画の策定に向けた準備として、実態把握調査を実施するものです。

続きまして、資料7を御覧ください。

命を大切にすることを育む県民運動の推進についてです。

平成16年度から展開している「命を大切にすることを育む県民運動」は、次代を担う子どもたちが命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく健やかに成長することができるよう、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりの促進、子どもたちの孤立感の解消や前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成する取組を実施しています。

今年度は、

- ・推進フォーラムの開催
- ・広報紙「いのちのつうしん」の発行
- ・笑顔の未来メッセージ作品の募集と入賞作品を活用したカレンダーの作成
- ・地域の団体による子どもたちを中心とした多世代の交流活動の実施
- ・年4回の声かけ運動
- ・県内の中学校、高等学校、各6校での対話集会の実施
- ・広報媒体を活用した普及啓発

に取り組むこととしております。

特に平成29年度に制作したメッセージソング、さくらしめじさんの「笑顔の未来へ」これは、本日、開会までのBGMとして、会場に流していた曲ですか、この曲の普及に力を入れることとしています。

なお、対話集会につきましては、事業が具体化していることから、資料7参考ということで開催の概要を添付しております。後ほど、御覧ください。

今年度の主要事業の説明については以上となります。

(田名場会長)

ありがとうございます。

それでは、これまでの御説明に対しまして、委員の先生方から御意見、御質問、ございます場合にはお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

平間委員、お願いします。

(平間委員)

アンケートの結果報告や事業の説明、ありがとうございました。

また、田名場先生の調査にかかわる資料ありがとうございます。

いずれにしても、この2年間、本当に子どもたちの活動は、凄くストップしてしまって、自分の地域の中で子どもたちが段々見えなくなっている状況に凄く歯がゆさを覚えています。

小学校、中学校の地域連携事業、地域の小中学校の学区がありまして、県内いたるところで活動あるんですが、この2年間、殆ど地域の民生委員さんであったりとか、子育て健全育成に携わっている方々がなかなか学校の中に入ることができない状況が、まだ続いているということで、こういうふうには指標を出していただけると、見えなくなってしまった子どもたちの顔がもう少し近くに見えて大変良かったなどは思っていますが。

実際、やはり、いろんな活動をしていますと、本当に赤ちゃんを産む準備のお母様からの今のコロナで出産を迎えているお母さんたち、凄く大変で、その2年間に産まれた赤ちゃんは、産まれた時からマスクの顔しか見ていない2年間であり、また、小学校1年生を

迎えた親御さんたちは、大変凄く情報の取り方ですね。凄く情報が少なくて、お母さまたちが、例えば、ラインのネットワーク、今までのネットワークがあるのでいろんな情報が入ってくるんですが。新年度、例えば、1年生なんかの親御さんたちは、凄く情報が少ない中で、例えば、学校でクラスターが出たりすると、全くその情報、どこから取っていいものかということで、凄く不満と歯がゆさを抱えているというような相談がございました。

なので、今後は、情報の開示とか、そういう点についても、これからは、段々良くなっていくとは思いますが、大人の不安が、直接子どもたちに凄く影響を及ぼしているのが、凄く危惧しています。

また、不登校に関しましても、中学生がやはり、少し、私は八戸市なんですけど、やはり増えているということで、教育委員会さんも、今後は、これからは少し考えていかなきゃいけないということで、まさに福祉と地域の連携をしないと、そこは本当にこれから大変なところではないかということで、これからはちょっと踏み込んだ実働部隊といえますか、本当に目に見えるネットワークの動きが大変必要になってくるかと思えます。

それと同時に、こちらの部局でやっている命の大切さを伝えるという取組、授業であったりとか、体験授業。特に体験授業、殆どできない状況になっていきますけども、これから更にそういう場を作っていく、あるいは提供していくという営みが本当に大切だろうと思っています。

また、若い親御さんの世代では、非正規雇用の方たちの生活が益々大変になってくる状況、本当にこれから先、もっと出てくるだろうと。なかなか、そこが、本当に見えづらいところが、またそれ歯がゆいところではあるんですが、県内をあげて、例えば、宅食であったり、食堂はできないまでも、子どもに食材を届けましょうという活動ができてきたり、いろんなところで少しずついろんな動きがあると思えます。

それを、どこでちゃんと把握して、更に県内のいろんな子どもに対しての、あるいは健全育成に対しての事業が、どこで、どういうことをやっているかということを手早く分かるころがあると、それこそ、こういう事例にはこう、こういう事例にはこう、というふうな分かり方をすると思うので、そういうような形で県にも子どもという目線をした時に、更に一層、庁内の連携をすることを深めていただくよう、要望したいと思っています。

今まさに青森県の総合計画や他の今後の教育計画などもありますけども、いろんなところで新しい目標になっていますけども。その中でも、勿論、このコロナ禍の情勢を踏まえた、見据えた計画、これから出てくると思いますが、その中においても、健全育成という分野は、凄く、全ての面に関わって、あるいはネットワークの中心として、いろんなものの役割があると思うので、皆さんと情報を共有しながら、何か伝えていくことができればいいかなと思って、最初に口火を切らせていただきました。

(田名場会長)

平間委員から総括的な観点で多角的な御意見を頂戴しました。

今、子どもたちの活動がストップしているという現状、それから、そういう中で適切な情報が子どもたちに伝わっているのかという点。具体的にそれをどういうふうに解決していくのか。そういった点も情報共有しながら、子どもたちの健全育成を考えていかなければならないという御意見だったと思います。

今の状況がこれからも続くのか、それとも一時的なものなのか。部分的に一時的なものであり、長期化することも残っていくのか。そういったところの見通しがはっきりとつかない中で、我々は過ごしているんだろうと思います。

そういった大人の不安が子どもたちに影響していないかというふうな心配も頭をよぎりました。

今の御発言は、御質問というよりも御意見ということだと認識しました。重要なことが沢山入っていると思いますので、事務局での取扱いをよろしくお願ひしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

柏谷委員、よろしくお願ひします。

(柏谷委員)

すみません、子ども会育成連合会の柏谷と申します。

今回からこちらの方に入らせてもらいましたので、ちょっと事情が分からなくて。

先ほど、有害図書類のお話がありました。多分、私、図書委員みたいな、そういう括りに入っているかと思っておりますので、ちょっと質問させていただきます。

有害図書に指定された雑誌、何件かあるという報告でしたが、これに関しては、あると行って、その後、どういう措置をされているのか。

また、その対応は、我々委員がするものなのか、そういったものをどこかにあげて、何らかの手続きなりをするとかの措置が取られるものなののでしょうか。

ただ、有害か無害かという、それを知っているだけなのか、その先も突き詰めてやっているのかどうか、質問させていただきます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

事務局から回答をお願ひいたします。

(事務局)

事務局から御回答いたします。

この後、また御説明いたしますけども、まず、有害図書と思われる図書について、図書部会、審議会に諮問いたします。この図書が該当するかどうかと。

審議していただきまして、有害相当だということであれば、その旨を県の方に答申していただきます。

答申を受けて、県ではその本を指定します。

指定したということで、その本を県報に載せて告示しまして、この本は有害図書として指定しましたということで、県の方で広く皆さんに知らしめて、青少年には、購入ないように対応してくださいということで周知をしていくという。

あと、書店ですとかにハガキを送って、県では、どの本を有害指定したので、売らないでください、というような形で通知もしております。

以上です。

(柏谷委員)

分かりました。ありがとうございます。

(田名場会長)

ありがとうございました。

他、全体を通して御意見がある方もいらっしゃるかもしれませんが、お時間の方がそろそろ押し参りまして、次の意見交換の方に移らせていただければと思います。

その中で全体に関わる御質問や御意見についてもございましたらば、扱いたいと思いません。

それでは、意見交換に移らせていただきます。

事務局からの御提案がありまして、子どもたちが自己肯定感を高めるということに関して意見交換をお願いしたいことでした。

それでは、この点に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

上野です。

資料8を御覧ください。

資料8が意見交換会のテーマにつきましての趣旨等について記載したものであります。

これからの意見交換の参考にするため、簡単に御説明したいと思います。

まず、1の趣旨ですが、自己肯定感は、社会を生き抜く力の基礎であり、本県の青少年健全育成を考えていく上で大きなテーマと捉えております。

また、ここには書いていないんですが、自己肯定感は、自己の理解のみならず、他者の理解や他者に対する寛容さを育む基礎でもあると考えます。新型コロナの影響により、学校内での活動や日々の行動に制約が加わり、他者との関わり合う機会の減少やその質的变化の中で自己肯定感を高めにくくなっているのではないかと、そして、今後、子どもたちがどのように変化していくのか、という問題意識を持っております。

これらのことから、「自己肯定感を高める取組について」を意見交換のテーマとしてお願いしたところです。

2の調査結果につきましてですが、調査では、自分のことが「好き」と「どちらかといえば好き」というものを自己肯定感として捉えて集計しております。

それによると、自己肯定感は、小学生で最も高く、男子が女子よりも高いこと。

令和2年度と平成30年度を比べると、全体として自己肯定感が高くなっている一方、小学生では自己肯定感が低下していること。学校種別で比較すると、小学生は年々低下しており、中学生は横ばい、高校生は平成28年度から30年度にかけては減少し、30年度から令和2年度にかけては増加しているということが見受けられます。

なお、2年に一遍、調査しているものですので、平成28年度の小学6年生は、平成30年度の中学2年生、平成30年度の小学6年生は令和2年度の中学2年生であり、実際、調査に答えてくださった生徒さんは違うものの、それぞれ同じ年に生まれた母集団として扱っていいものと捉えて、進学等による変化を適切に捉えることができるというふうに見ております。

意見交換のポイントですけれども、今後の施策の参考とするために子どもたちの自己肯定感を高めるために必要と感じていること、子どもたちの自己肯定感を高める取組の紹介について、御意見を頂戴できればありがたいと考えております。

それでは、田名場会長、よろしくお願ひいたします。

(田名場会長)

ありがとうございます。

私のつたない原稿の方でも、自己肯定感について書きなさいと三上さんから御指示をいただきまして、3ページ目の下のところから書かせていただいております。

自己肯定感は、高くなれば、それにこしたことはないのかもしれませんが、しかし、自分自身を見つめていく過程の中で他者との比較をしながら、自分のことを考えていく過程が一般的に自己肯定感に影響することは、よく言われております。

周りの人と比べるわけですから、全部良いというふうなわけにはいかなくなって、自分の不足のところを感じたりして、一時的に自己肯定感が低下していく場合もあるかもしれません。

結果として、自己肯定感の高低だけを考えるのではなくて、プロセスとして、今、子どもたちがどういう過程の中で自己肯定感が低くなっていった、この先、どういうふうにして自己肯定感が上がっていくのかとか。そういった形で考えていく必要があるのかなど、私は感じております。今回の原稿の中にそこまで書いていませんが、ちょっと補足して申し上げます。

それから、原稿の中に書いてありますが、昨年度の調査結果では、一昨年度よりも若干、自己肯定感が高い結果が出てはいるのですけれども、これも、そんなに極端に高いというわけではありませんので、例年と同じぐらいとみても良いかもしれません。経年変化をこれからも注意深く見ていく必要があると思います。

とは言っても、悩んでいることは、今回調査対象となった子どもたちも例年と変わらず沢山ありまして、そうした結果も関連させて考えますと、悩みながらも自分のことは嫌にならないというふうな結果とも見れるかもしれません。ちょっと踏み込んだ解釈をさせていただきますので、この点もまた、今後も注意深く見ていかないと、はっきりしたことは言えないと思っております。

ただ、少なくとも青少年期は、自分のことを考え始めて苦しくなっていく時期でもございますので、そこにどういった支援のあり方があるのかとか、実際に支援した事例があるのかとか、そういうことは蓄積していけば、豊かな財産になっていくと思います。忌憚のない御意見をいただければと思います。

事務局の方からは、子どもたちの自己肯定感を高めるために必要であるということについて、それから、2つ目として、子どもたちの自己肯定感を高める取組の紹介ということで、議題をいただいております。

どなたか御意見ございますでしょうか。

(柳町委員)

全体でもいいでしょうか。

(田名場会長)

柳町委員、お願いします。

(柳町委員)

柳町でございます。

自己肯定感の話題というよりは、元の全体に関する話題かも知れません。2点ございまして、1つは柳町が関係業者として参加している分野のインターネット、その分野からでございますけども。

最近、ネットで見かける話題としましては、結婚に対するメリットを感じない。なので、地元以外の人と関わるようなことかもしれないんですけども、人と共同作業とか、一緒に住んで、それは何のメリットがあるの？というような情報もよく流れてございます。

なので、我々からすると、結婚は普通するものだというふうに、大人の古い世代なんですけども。最近の子どもは、結婚することによって何かメリットがあるのかって、何か良いこと、悪いことというようなことで判断することもあるのでございます。

なので、その点もできればこういう出会いの体験の方で、結婚というのは悪いものではない、メリット、デメリットだけで考えるものではないんだよと。そうしないと、県民が増えないし、若者世代も増えないんだよということもできれば、(青森県子ども・若者育成支援推進計画や事業計画の中で) 軽めに教えていただければというのが1つ。

もう1つなんですけども、こちら、リーフレットがございますけども、概要版の、中を

開いて下の方に、計画の対象となる年齢の記載がございます。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳未満、(施策によっては)含めれば40歳未満までということが書かれています。

ただ、今回の(意識調査の)調査対象ですね。こちらには、30歳未満、40歳未満、20代から30代の間のデータがないような気がいたします。これは、元々、計画の対象に含まれているというのは何故かということと、それから、それが調査対象に含まれていないのは何故なのかということ、できれば教えていただければというところがございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

自己肯定感との絡みもあるかもしれないけれど、結婚に関する、施策上の関連することとして、御意見をいただきました。

それから、今、柳町委員の御発言を聞いてハッとしたのですが、青少年期は、長くなってきていると言われている昨今において、調査対象者は高校生ままで良いのかという御質問でもあると思います。難しい問題だと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

難しい問題だと。

(事務局)

結婚につきましては、すみません、所管外って言ってしまえば逃げることになってしまいうんですけども。そういう男女の出会いを作るとか、支援するというのは、他の部が取り組んでいるので、ちょっとお答えしづらいんですけども。

世の中の良いこと、悪いこと、これは得か、損かみたいなことで捉えるようなことに関しましては、意識というふうな中で、調査の中でいろいろ回答できることがあるのではないかなというふうには思っているところです。

それで、調査の方について、青少年の方、高校2年生まで、小学校6年、中学校2年、高校2年生を対象にしています。これは、ずっと長い歴史を持つ調査で、当初、中学校2年と高校2年だけを対象にしていたものを、10年ぐらい前から小学校も含めて、若干、対象を広げて調べているというものになります。

委員がおっしゃられた高校以上も対象にしたものについては、調査項目は違うんですけども、今年度行う、若者自立支援のための実態調査の中で、これ、きちんとしたサンプリングをしてやるのではなくて、相談機関に来た方などから抽出して調査するものになるんですけども、そういう方々を対象に調査する予定となっておりますので、いろいろサンプリングの問題とか設問の設定とか違いがあるんですけど、何とかそういうふうな取組、調査の中で30代までぐらいの実態を把握できればというふうに思っているところです。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

船木委員、よろしくお願ひします。

(船木委員)

青森大学の船木です。

青少年の問題で1つ、お話をします。

一昨年ですが、障害福祉課の関係でこの間、10年ほど自殺予防対策の検証事業を行ってきています。

一昨年は、パイロット調査なんですけど、大学生に対してうつ尺度、うつの度数の調査を若干、100名ほどですが行っています。うちの大学の学生ですが、薬学部、経営学部、社会学部、ソフトウェア学部、それらは少数ですが。

実は、今までの研究の実態としては、うつ尺度というのは、大学生等を含めて全体的に高いというのが、今までの世界的な調査の傾向。そのとおりに、実は調査での数字が出ています。

その点では、うつ尺度、うつ的な状態を含めた、特に医学系とか、そういう学生の尺度が高いというような傾向なんですけども。それらを含めたものが、今後、ある程度、学生を中心にした調査を今年、来年、県内で少しできればということで、今、検討しているところです。

ですので、1つ、それだけのものとすれば、いわゆるポジティブな捉え方をどう変化させていくのかという次の課題も含めて進めていく必要性はあるんだろうということになると思います。

先ほどの結婚観といいますか、結婚の問題なんですけど、認知、ものの考え方を無意識に隠してしまっているのではないかという理論も1つ考え方としてはある。何故かという、いわゆる彼女が欲しいとか、彼氏が欲しいというのは、いろいろな理由を付けて否定するわけです。

ですが、人間というのは、1つは生物学的なところと、理論的な、理性的なものの考え方を含めて生きていくということがありますけども、その生物学的なものを否定してしまっているというのが、1つの考え方としてあるのではないかということ。

ですから、自分自身の現在の考え方、捉え方、もしくは人間として生きていくということをもっともっと検討していく、それから人の多様性というものをどう捉えていくのか。そういう機会を増やしていくというのは、大きな理由だというふうに思います。

そこで1つ、県では、対話集会というものを進めております。その面でいいますと、やはり、人と対話して人の意見を聴く、それが自分自身に対しての意見との比べをすることになり気づきを生じる。気づきの中でやはり多様性を理解するのか、肯定的な自分のあり方を考えるという機会を増やすということは、非常に大きな理由になる。

ですから、対話集会に関しても、今まで何年かやってきたことがあるんですが、もっと質的な高まりを設けていくというのも1つの方法であるというふうに思います。

そういうふうな意見です。

(田名場会長)

御専門の立場からの情報、ありがとうございます。

対話集会ということをお勧めいただきました。

人との触れ合いの中から自分自身について気がついていく。自分の良い点も改めて気がつくとか、新しく見つけるとか、そういうきっかけというのは、自分の中だけで物事を考えていくだけではなかなか難しいのかもしれない。

今、コロナウイルスの大変な状況下で対話集会も開きにくいかもしれませんが、インターネットの会議等も含めて、考えることも必要なのかもしれない。実際インターネットの会議は、対面の対話よりは情報が少なくなってしまうので、なかなか難しいのですが、「はじめまして」というところから出発する企画でしたら、対面の対話の方がいいと思います。船木先生のお話を聴いて考えたことを申し上げました。

私もハッとする御意見が多いものですから、聞き入ってしまったのですが、そろそろ時間の方が押して参りました。どなたか、あと1名。

成田委員、お願いします。

(成田さなえ委員)

成田でございます。

ただ今、船木先生がおっしゃいました対話集会の件なんですが。実は、今年は私の地元の方の中学校も対象となっております、4月早々校長先生から御案内をいただきまして、2日間だったんですが、挨拶運動から始まりまして、協力する機会がございました。

結構、この先、何回かあるようですし、イベント的な部分での対話集会も楽しみにして、今年は私も一生懸命勉強ではないんですが、一生懸命子どもたちの中に入りこんでいながら、成果をちょっと期待しております。

朝、2日間だったんですが、1日目は、「おはよう」とか、元気がなさそうな子どもが2日目になりましたらば、「おう、ばあさんも元気か」って言ったんですね。あなたに「ばあさん」と言われたくないなとかってというような、そんな冗談も1つ、2つ言えるということは、これはちょっと寒いけど立った甲斐があるねと、仲間と話したことがありまして、子どもたちもやっぱり声をかければ、やっぱり打てば響く感覚でいかなきゃいけないのかなと、継続しなきゃいけないのかなということをまずは実感しております。

もう1つなんですが、本日は、資料7の方でございます、一番最後にございますメッセージソング、メッセージ動画の件でございますが、このメッセージソングというのは、例えば、各学校さんには、もう配布されているものなのではないでしょうか。

もし、可能であれば、そういうのもお渡しして、学校の、例えば、朝の登校時ですとか、それからお食事の時間内にちょっと流してもらおうと、凄く今、黙食でございますので、心豊かに食べれたり、安静できるのではないかなと、ふと思いましたので、ここは事務局に要望したいと思っております。

以上でございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

挨拶の推進も青森県では進めてきておりました。

事務局の方からメッセージソングの扱いに関して、何かございますでしょうか。

(事務局)

このメッセージソングは、29年度に完成しまして、29年度に学校さんに送っているんですけど、年月が経過しまして、ちょっとどこかに行ってしまう可能性もなきにしもあらずですので、それぞれ中学校さんの方に御連絡しまして、確認してみたいと思います。

在庫はありますので、是非、活用していただければと思っております。

(成田委員)

活用させていただきます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

まだまだ御意見等ございますとは存じますが、時間の方がよろしくなりました。

何か御意見等があれば、メール等で事務局の方に送るとか、そういう扱いでしたでしょうか。すみません。その点だけ事務局から説明をお願いします。

(事務局)

御意見等、折角の機会、大変時間が短くなりまして申し訳ありませんでした。

自己肯定感を高める取組ですとか、実際、お考え、行っていらっしゃるとかありましたら事務局の方にメールで結構ですので、お送りいただければ、委員の皆様と情報共有させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(田名場会長)

委員の皆様、御意見よろしく申し上げます。

御協力、大変ありがとうございました。

それでは、これで意見交換を終了させていただいて、進行を事務局にお返ししたいと思います。

よろしくお願いします。

(司会)

田名場会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

皆様からいただきました御意見、御提言、参考にさせていただき、今後の取組に反映させて参りますので、引き続きお力添えをよろしくお願いいたします。

なお、審議会終了後、2階の「ガーネットの間」において、10分後、15時10分から図書類等部会を開催したいと思います。

図書類部会の委員の皆様には、そちらの会場に移動してくださるようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。